

糸魚川市大規模火災の火元周辺の建物について

消防庁消防研究センター 鈴木 恵 子
糸魚川市産業部建設課 桜井 正 士
元糸魚川市消防本部 中村 秀 忠

1. はじめに

平成28年12月22日午前10時20頃発生した新潟県糸魚川市大規模火災は、被害が焼損棟数147棟、焼失面積（被災エリア）約40,000㎡におよび¹⁾、地震後の火災を除くと、平常時の火災としては昭和51年の酒田大火以来の大規模市街地延焼火災となった。

これほどまでに広範囲に延焼拡大した要因として、強い南風とこれに伴うフェーン現象、また飛び火による多数の出火が指摘されている。しかし、消防隊が最初に到着した10時35分には、隊員の体感として火元付近の風はそれほど強いものではなかったものの²⁾、火災は既に火元建物の1階から2階に拡大するとともに、両隣の建物にも延焼している状況であり³⁾、火元周辺での消火活動には困難が伴った。

火災初期の火元付近でのこのような早い延焼拡大は、古い木造建物がほぼ隙間なく長屋のような形で連なった、建物の側の要因も影響していたものと考えられたことから、火災に対して安全な市街地の形成と効果的な消防活動に資する知見を得るため、被災前の火元周辺の建物の状況と建築、増築経過について調査を行った。

2. 火元周辺建物調査^{3) 4)}

2.1 調査の対象と方法

調査対象は、広小路通り沿いに並ぶ火元建物とその北側の3軒、及び狭い路地を介して火元の東側に面する3件の、計7軒の建物である。写真1は、火災後の広小路通りに面する火元とその北側の建物の並びである。



写真1 広小路通り沿いの火元建物の並びの建物(被災後)

調査は、2017年2月14日と15日に、糸魚川市消防本部と産業部建設課の職員が火元及び火元周辺建物の所有者等と面接して行った。主な調査項目は、建物の構造、建築年、間取り、開口部の位置と仕様、外壁と屋根及び軒の仕上げ等である。この聞き取り結果を基に、それぞれの建物の平面図及び立面図を書き起こした。

2.2 火元周辺建物

調査対象建物の1階と2階の概略を図1と図2に示す。これらは、聞き取り調査から書き起こした各建物の外形を街区の形に集約したものである。並びの建物同士は、ほぼ隙間無く建てられていた。

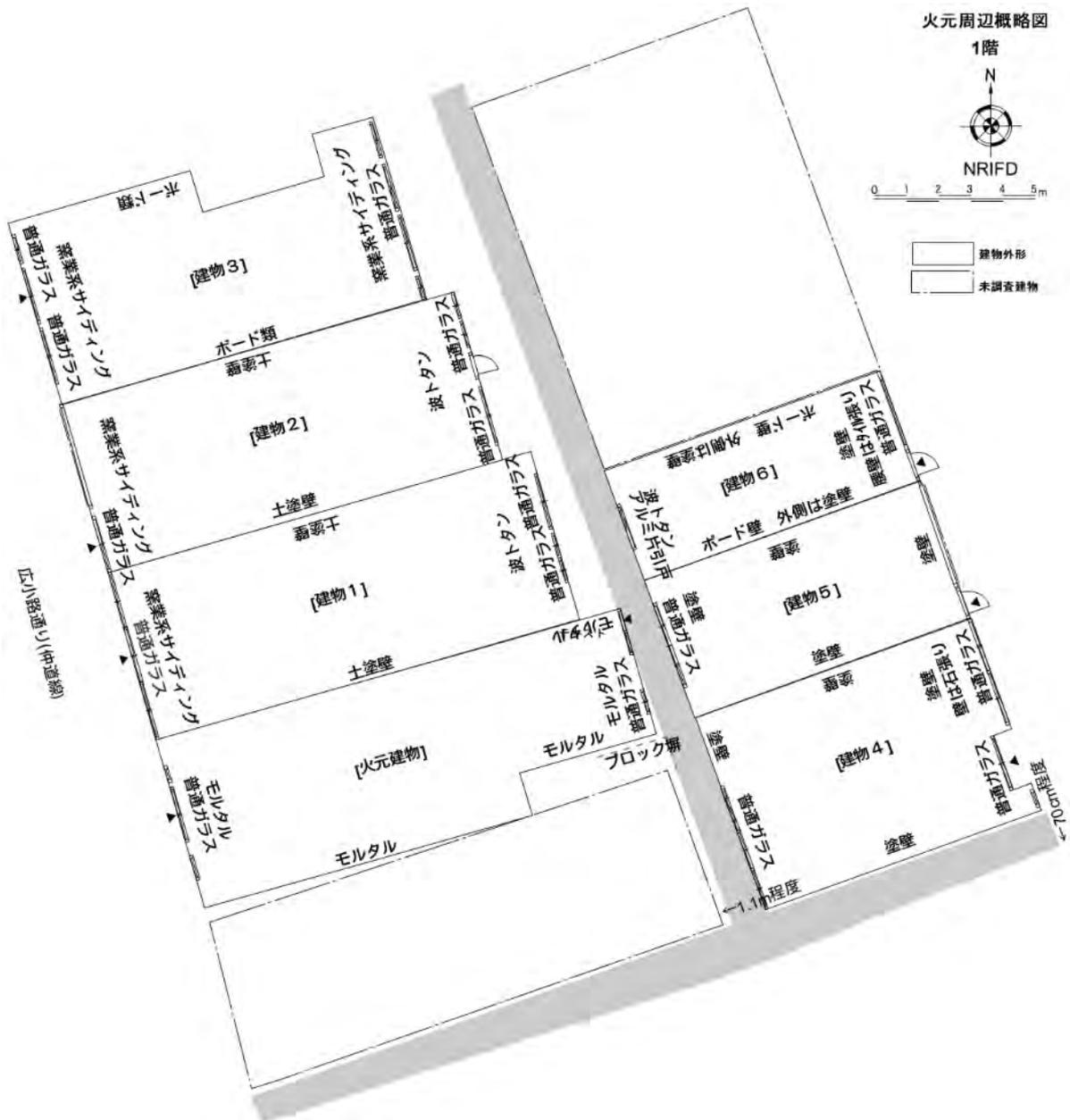


図1 火元付近の建物の1階の概略

火元建物の裏手には、約1.1 m幅の直線状の通路が設けられていたことが聞き取り調査と焼け跡の建物の基礎の状況等から判っているが、道路で囲まれた火元街区は、北側に向かって東西の幅が狭くなる形状をしているため、各建物が矩形であることを前提とすると、火元の並びの4軒の調査対象建物が、広小路通り（仲道線）沿いに壁面が揃っていることと、裏手の路地が直線状であることが両立しない。しかしながら現時点ではこれ以

上の情報が得られていないことから、本報では暫定的に街区の東と西面の道路に面する壁面を揃える形で集約した。裏の路地からみた各建物の位置関係は、さらに精査が必要である。

図中には、各階の外壁の素材又は仕上げと、開口部の位置と仕様（ガラスの種類）を示した。また、図2には、軒線と軒裏の仕上げを示している。広小路通りに面した西側4軒の2階の外壁面には窯業系サイディングが用いられ、東側の3軒も塗

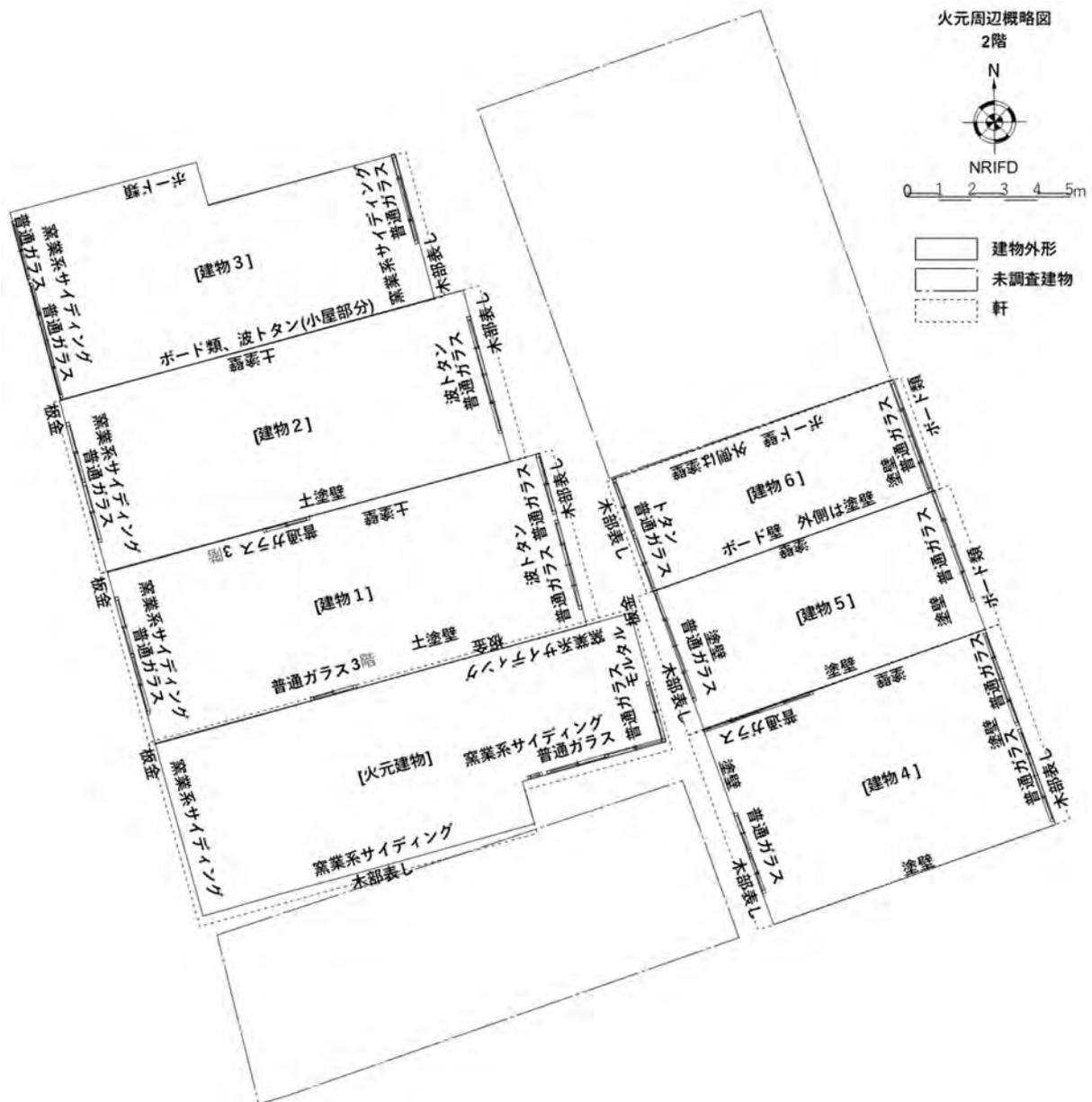


図2 火元付近の建物の2階の概略

壁となっているが、裏の路地に面する外壁はトタン張りが多く見られた。また軒裏の仕上げは、通りに面した面は板金やボード類で化粧されているが、裏の路地に面する軒裏は、調査対象建物のすべてで木部表しとなっていた。また、裏の路地に面する壁面には比較的大きな開口部が設けられており、路地を挟んで開口部が向き合っている部分も少なくないことが判る。用いられていたガラスも全て普通ガラスであった。

なお、建物同士が接する面の仕上げについては、本調査では聞き取っていないが、火災後の状況と、近隣の建物の状況から、双方の建物がそれぞれ柱を持ち、内壁同士が向かい合っていたものと考えられる。

2.3 火元周辺建物の建築経過

調査対象建物の所有者等の多くが新築当時から被災建物に住んでおり、建築及び増築の経緯についても聞き取ることができた。図3は、模式的に

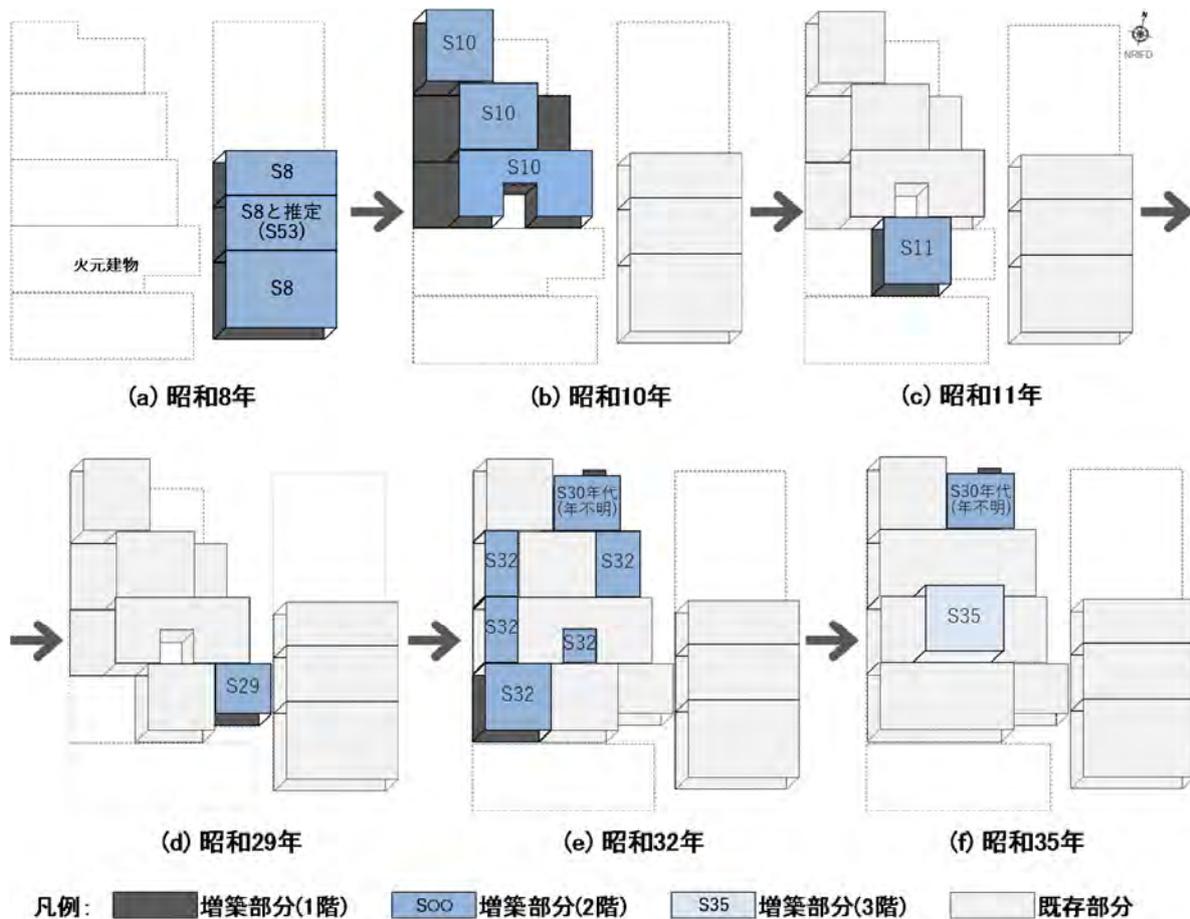


図3 火元付近の建物の建築経過

調査対象建物が建築又は増築された経過を示したものである。

この街区は昭和7年の大火で消失したとされており、更地となったところに、火災の翌年、昭和8年に火元裏手の建物3軒が建築された。ただし、3軒のうち中央の1軒については、聞き取り調査では、今回の火災で被災したのは昭和53年に建築された建物ということであり、それ以前の建物に関する情報は得られていない。しかし被災後の状況から、昭和8年に建築された建物が昭和53年に改築されたものと推定した。

その後、昭和10年に火元の北側の3軒が建築され、翌昭和11年に火元建物が建てられている。

この後、しばらく建築は行われず、戦後の昭和29年になって火元建物の裏手部分が増築された。さらにその3年後の昭和32年には、火元建物とそ

の北側の2軒が増築を行い、昭和35年には、火元の北隣の建物が3階を増築している。

このように、路地に面する空地が徐々に減り、路地を挟んだ隣棟間隔が狭まって行ったことが判る。

2.4 大火の歴史と防火地域指定

2.4.1 大火の歴史

被災地域とその周辺は、前述の昭和7年の大火の前にも、しばしば大火に見舞われている。表1

表1 糸魚川駅北で発生した過去の大火⁶⁾

発生年	大火の名称	焼損
明治37(1904)年	広瀬の火事	473戸
明治41(1908)年	更科の火事	42戸
明治44(1911)年	市村の火事	473戸
昭和3(1928)年	丸来の火事	102戸
昭和7(1932)年	惣兵衛の火事	331戸
昭和29(1954)年	駅前火事	11戸
平成28(2016)年	糸魚川市駅北大火	147棟

は糸魚川市の駅北地域で発生した過去の大火の一覧である。

昭和7年の大火は「惣兵衛の火事」とも呼ばれ、その延焼範囲は今回の延焼範囲とは重なる部分が多い。火元街区はもとより、今回の大規模火災で被災したエリアの建物の多くが、この大火の後に建て直された木造建物であり、改修や増築を重ねながら住み続けられていたと考えられる。図4は、昭和3年以降の大火による焼失区域を示したものである。



図4 昭和3年，昭和7年，昭和29年，平成28年大火焼失区域図（糸魚川市消防本部作成）⁵⁾

2.4.2 準防火地域指定の経過

このような大火による被災の経験をもつ糸魚川市は、被災地域を含む駅北の一带を昭和35年に準防火地域に指定した。図5は、当時の準防火地域指定図である。また、昭和44年には中心市街地の拡大に対応して地域指定を拡大変更している。指

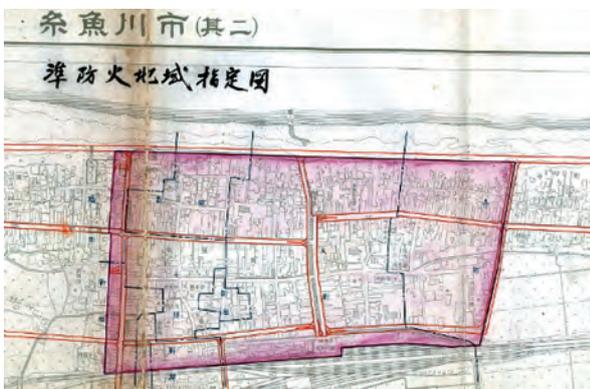


図5 準防火地域指定図⁶⁾

表2 準防火地域指定の経過⁶⁾

1960(昭和35)年 5月13日	準防火地域指定に関する意見書（糸魚川市消防署長から市長宛て，賛同）
5月18日	糸魚川市議会において可決
8月2日	建設省告示第1491号公布 糸魚川都市計画準防火地域の指定
8月22日	建設省告示第1491号施行
1968(昭和43)年 8月17日	準防火地域の変更に関する意見書（糸魚川市消防署長から市長宛て，賛同）
1969(昭和44)年 2月4日	建設省告示第236号公布 糸魚川都市計画用途地域の指定（変更）
2月24日	建設省告示第236号施行

定の経過を表2に示す。

指定が行われる6年前の昭和29年には、「惣兵衛の火事」以来22年ぶりとなる「駅前火の火事」と呼ばれる延焼火災が発生している。また、当時の準防火地域指定の理由書には「明治、昭和の大火災に見舞われたため…（中略）…上記の二の舞を永久に踏まざるよう」とあり、指定に係る糸魚川市火災概況には「防火施設の進歩なき時代には再々火災による打撃を受け、都市の発展を阻害し市民生活への不安を常に醸して居つた…（中略）…これが本市に与えた影響は痛恨をきわめ今日にも尾を引いている（後略）」と記されている。これらの資料から、当時はこの地域において火災は深刻な課題であったことが伺える。

しかし、「駅前火の火事」から準防火地域指定までの間に、少なくとも火元を含む3軒で増築が行われていた。その背景について、所有者等からの証言は残念ながら得ていない。当時は高度経済成長期にあたり、店舗の拡大などの必要があったものと思われるが、結果として指定直前の準防火地域に求められる建物の防火性能を有さない、いわゆる駆け込み的な増築となっており、市街地火災を防ぐために建物の防火性能を向上させる必要性

を強く認識した行政・議会関係者と、経済活動や居住環境の拡大を指向した住民との間に、火災に対する認識や防火の知識に差があったことは否めない。

今後の復興や被災エリア以外の市街地形成においても、この経験に学び、火災に対して安全な市街地を形成するために個々の建物が留意すべき事項や技術、火災への備えの大切さを継続して情報発信していくことの必要性を示唆しているものと考えられる。

3. おわりに

火元建物とその周辺の建物について、所有者等から聞き取りを行い、概略図に示すとともに、建築及び増築経過を整理し、長い時間の経過の中で、過去の大火の経験が火災に強い市街地の形成に十分に活かされていなかったことを示した。大規模火災からの復興においてはもとより、長期的な市街地の形成においても、市街地火災を抑制するために個々の建物に必要な技術や、火災への備えの大切さを、継続して情報発信していくことが必要である。

謝辞

火災で被災された方々に改めてお見舞い申しあげるとともに、被災直後にも関わらず、被災前の建物に関する詳細な聞き取り調査に応じてくださった関係者の皆様に、敬意と感謝の意を表します。

なお、本報中の写真は消防研究センター高垣克樹氏が撮影したものを加工したものです。

参考文献

- 1) 消防庁：新潟県糸魚川市大規模火災（第13報）、<http://www.fdma.go.jp/bn/2016/>（2018年3月31日アクセス）
- 2) 篠原雅彦、河関大祐、高梨健一：糸魚川市大規模火災の出火当時の風速について、消防防災の科学、No.130（2017秋号）、pp.42-45
- 3) 消防研究センター：平成28年新潟県糸魚川市大規模火災調査報告書、2018.3発行予定
- 4) 鈴木恵子、中村秀忠、桜井正士：糸魚川市大規模火災の火元周辺建物と消防活動、火災、Vol.67, No.5, 2017.10
- 5) 糸魚川市駅北復興まちづくり計画検討委員会：糸魚川市駅北復興まちづくりに関する提言書、p.4, 2017.6
- 6) 糸魚川市資料